(被告人両名の身上,経歴等) 被告人Aの身上,経歴等

被告人Aは、昭和33年10月22日、佐賀県藤津郡a町内で出生し 同町内の小中学校を卒業後、佐賀県内の高校、 短期大学にそれぞれ進学 短期大学にそれぞれ進学し、昭和 54年3月に同校を卒業後は、同県鹿島市内の甲医院の寮に住み込んで同医院の看 護婦見習い などとして稼働しながら,准看護婦の資格取得のため看護学校に入学 した。同被告人は、その後間もなく、知人を通じて、主に 電力会社の下請けとして、発電所等の建設に伴う電気機器の設置、電気通信工事等を行う佐賀市内の会社 に技術員として勤務するC(昭和28年12月28日生)と知り合い、間もなく して同人から結婚を申し込まれて、昭和54年12月、同人と結婚 ろ、上記医院を退職するとともに、上記看護学校を退学した。なお、Cは、被告人Aとの結婚の直前である同年9月 に父方の遠縁にあたるDと養子縁組をしてその養子となったため、被告人Aは、結婚後はD宅に上記夫と3人で居住して生活を 始めた。その後、同被告人は、上記夫との間に、長男E(昭和55年9月6日 生),次男F(昭和57年5月24日生),長女 G(昭和63年11月25日 生)の3子をもうけた。

被告人Bの身上,経歴等

被告人Bは、昭和22年7月11日、佐賀県藤津郡鹿島町(現鹿島市)内で出生し、以後、同町内の小中学校を卒業後、佐賀 市内の高校に編入学したが、同校 を2年時に退学し、その後は主に東京方面に赴いてトラック運転手、ボーリング場従業員等と して稼働した後、昭和52年7月ころ神奈川県小田原市にある乙株式 会社に就職し、昭和63年1月ころまで同社にバス運転手として勤務した。その 間、昭和48年6月にHと結婚し、神奈川県内に居住して3子をもうけた。しか し、同被告人は、結婚後 数年たった昭和51、2年ころから、競輪等のギャンブ し、同板百人は、福殖後、数年にりた昭和5 1、2年ころから、脱輪等のキャンフルにのめり込むようになり、そのため数百万円にのぼる借金を背負うよ うになったことや妻に暴力を振るうなどしたことから、昭和59年5月、離婚を余儀なくされた。その後、同被告人は、数名の 女性と知り合って交際し、再婚の希望も有していたが、多額の借金を抱え、なおもギャンブルに耽っていたことなどから結婚には至らず、昭和63年1月にはバスの運転中に事故を起こしたことなどから上記してのなる。 勤務先の会社を退職し、同年5月に同被告人の 実父が死去したことを機に佐賀県 鹿島市内の実家に転居し,同所で実父の営んでいた古物商を引き継いで営み生活す るようになった。

(第1の犯行に至る経緯)

1 被告人両名が知り合った経緯 上記のとおり、被告人Aは、Cと結婚後、同人の養母Dと同居して生活をしていたが、同人は、被告人Aが結婚した当時既に 89歳と高齢であり、その後徐々 に痴呆の症状が現れるようになった。被告人Aは、Dが昭和59年8月に死去する まで同人の日常の世話に追われたが、同被告人は、自己が結婚後体調がすぐれな いにもかかわらず、夫であるCがDの世話を含む家事等の 一切を自己に一方的に 押しつけ、自己はパチンコ等の遊興に耽るなど家庭内の仕事に非協力的であり、さらにはその実母である Iについても、そもそも同人は、Cと被告人Aとの結婚に当初から反対しており、結婚後もCの肩を持つばかりで、自己に対す る思いやり がなく、その苦労を理解しようとしないなどとして、次第に同人らに不満を募らせ るようなった。

Cは、結婚後も上記佐賀市内の会社に勤務を続けたが、その一方で、遅くとも 被告人Aとの間に長女が誕生した昭和63年ころからは、妻である被告人A以外の女性と内密に交際をするようになり、同年秋ころには、Jと知り合って同人と交 際を始め、 肉体関係を持つとともに、そのころ、同人が、夫であるKとともに鹿島市内にスナック丙を開店しようとしていたことから、平 成元年3月ころには、 」にその開店資金として120万円の金員を貸し付け、同スナックに頻繁に通うな Jは、Kと平成元年4月に離婚したが、翌平成2年ころに どしていた。 なり、Kは、自己らが離婚を余儀なくされたのは、CがJと浮気し たことが原因 である、その責任をとれなどとして、Cに対し金員を要求するようになり、Cはこ れに応じて、Kに対し、自己が Jと浮気をしたことの慰謝料等として150万円 を支払った。そのころ、Kは、さらに、被告人Aに対しても、夫の不貞行為の 責

任をとれなどとして、頻繁に同被告人方を訪れたり、電話を架けてくるなどするようになり、そのうち同被告人に対し、逆に 自己と交際するよう要求し、肉体関係を強要したり、ホテルに同行させた際には、自己が同被告人から警察に訴えられた際の防 衛手段であるなどとして、室内で同被告人の全裸写真を撮影したりもした。

った。

とおり、安定した収入もないまま競輪、パチンコ等のギャンブルに耽り、金融機関等への借金を数百万円にまで増大させていた ことに加え、当時既に好意を抱いていた被告人Aに対し、気前よく振る舞いたいなどという思いもあって、同月19日、当時自 己が頻繁に通っていた佐賀県鹿島市内のパチンコ店己の景品交換所に1人で強盗に押し入り、女性従業員から現金190万円余 りを奪ったが、これもまたたく間に自己の借金の返済やギャンブル等に費消した。2 第1の犯行の共謀成立状況

一方、上記のな経過から、被告人AとCとの夫婦関係は、遅くとも昭和63年ころからは、互いの愛情を失い、かなり殺に強いるとも被告、とも被告、においては、特にKとの関係に同被告人に対して、ともの表もして、とも一方、では、特にKとの関係にはいるとの意度に強いるとのでは、いたるより、のでははほぼ終わったもの。の、それに対していたスナック丙の別の女性従業員とは以後も交際を続け、にていたスナック丙の別の女性従業員とはいる。」のでは、一方、交被告人Aとの離婚の意思を打ち明はお手伝いさんたい「Cが引きれる」のよるに、「財産は全部Cのもんやけんが。子とは、一方の場に居合いたの場には、「のもの場に居合になどもにもの場でもは、その場に見せかけて殺害し、C家の財産を持ちのものに至った。」のものに対する深い憎悪を抱くよった。対していたの財産を持ちにない情であるに見せかけて殺害し、C家の財産を持ちるに至った。前にCを事故死に見せかけて殺害し、C家の財産を持ちるに至った。に対する深に見せかけて殺害し、C家の財産を持ちるにを当るに対するに見せがけて殺害し、C家の財産を持ちるにとの間で、生命に対するが、は、

保険契約を締結し、これを順次転換し、平成3年3月1日付 けで普通死亡保険金額3700万6900円、災害死亡保険金額4900万6900円、受取人を被告人Aなどとする生命保険 に加入していたほか、さらに、その実母である I が、丁保険相互会社 e 支社で保険外交員をしていたことなどから、同社との間 でも、昭和60年6月、生命保険契約を締結し、平成2年4月26日、従前の保険金額を増額して、普通死亡保険金額4000 万円、災害死亡保険金額5000万円、受取人を被告人Aなどとする生命保険に加入していた。

もっとも、被告人Aは、上記のとおり、Cを憎悪し、同人を殺害してその保険金を得たいと考えていたことから、その計画に 協力し、Cを殺害してくれる前でとして嫌っていたはずのKを考え、同人との関係が上記の経過により断絶もちがである平成4年3月ころまでの間に、同人に対し、それとなくCの殺害をもちかけてみたものの、Kは、これに取り合わなかった。そこで、 被告人Bに対し、るこれに対し、それに対し、その後、実際に上記両保険会社の保険証券を被 告人のともに、同人には多額の生命保険証券を被 告人においても、事故死に見せかけて保険金合計約、そこを手に入れれば、自分と被告人A の借金を完済し、なお多額の金が残し、ことを手に入れれば、自分と被告人A の借金を完済し、犯行の実行を承諾し、これば、被告人Aと共に楽な生活を送れるなどと考え、犯行の実行を承諾し、公に被告人面名の間に、Cを事故死に見せかけて殺害し、各生命保険会社から災害を保険金合計約9900万円を騙取する旨の 共謀が成立した。

その後、両被告人は、C殺害の方法を種々思い巡らせたが、結局は、被告人Bの兄姉に処方された向精神薬や被告人Aが不眠 を偽って処方を受けた睡眠導入剤をCに飲ませて眠らせた上、海中に突き落とし、魚釣り中に過って転落したように見せかける こととした。

(罪となるべき事実)

第1 被告人両名は、水難事故死を仮装して被告人Aの夫C(当時38歳)を殺害した上、同人が、丁保険相互会社及び戊生命保 険相互会社との間で締結したいずれも同人を被保険者、被告人Aを受取人とする災害死亡保険契約に係る保険金合計約990 0万円を両社から騙取しようと企て、共謀の上、

- 計約990 0万円を両社から騙取しようと企て、共謀の上、 1 平成4年9月10日午後8時過ぎころ、佐賀県鹿島市bの被告人A方において、Cに対し、睡眠導入剤等の粉末を夕食に混 ぜて服用させた上、睡眠状態に陥った同人を、同県藤津郡c町大字d付近護岸まで運び、同月11日午前零時30分ころ、睡 眠状態の同人を同護岸の擁壁上に横臥させた上、海中に突き落とし、さらに、同人を海中に沈めるなどし、そのころ、同人を 溺水の吸引により窒息死させて殺害した
- 2 同月21日ころ、情を知らない戊生命保険相互会社 e 支社 f 支部係員らを介し、佐賀市g町所在の同社 h 支社において、同 支社保全係員Mに対し、真実は、上記1のとおり、Cは被告人両名の共謀による殺害行為により死亡したものであるにもかか わらず、Cが、魚釣り中に上記護岸上から過って転落死亡した水難事故死であるように装い、被告人A名義の保険金請求書等 関係書類を提出して災害死亡保険金4900万6900円の支払を請求し、上記Mらをして上記請求

書等を大阪市北区 i 所在 の戊生命保険相互会社に送付させ、同社保険金課長Nらをしてその旨誤信させ、よって、同年10月12日、上記災害死亡保 険金名 下に,同社から佐賀県鹿島市大字j所在の株式会社庚銀行h支店の被告人A名義の 普通預金口座に4881万4683 円を振込入金させ、もってこれを騙取した 同年10月5日ころ、佐賀市k町所在の丁保険相互会社e支社において、同 支社総務課副長しに対し、真実は、上記1のとおり、Cは被告人両名の共謀による殺害行為により死亡したものであるにもかかわらず、Cが、魚釣り中に上記護岸上から過って転落死亡した水難事故死であるように装い、被告人A名義の保険金請求書等関係書類を提出して災害死亡保険金5000万円の支払を請求 し、上記Lらをして上記請求書等を東京都新宿区z所在の丁保険相互会社に送付さ 同社契約サービス部 保険金専管部長Oらをしてその旨誤信させ、よって、 同月23日、上記災害死亡保険金名下に、同社から佐賀県鹿島市m所在 会社辛銀行h支店の被告人A名義の普通預金口座に4990万7160円を振込入 金させ、もってこれを騙取したものである。 (第2, 第3の犯行に至る経緯) 1 第1の犯行により得た保険金費消状況

被告人Aは、上記第1の2、3に係る災害死亡保険金合計9870万円余り のほか、Cの勤務先会社の団体定期保険金、退 職金、弔慰金等も含め、そのころ合計 1 億円を超える金員を取得した。そうして、それまで自己にとって苦痛の種であったKとの関係を解消させ、さらにはC殺害による保険金獲得をも成功さ せた被告人Bに対し、絶大な信頼を寄せるに至った被告人 Aは、取得した保険金等の半額を被告人Bに譲渡し、さらに被告人らが今後夫婦関係を築いた折りには、保険金等の全額の管 理を被告人Bに委ねる旨の誓約書を同被告人に宛てて 作成するなどした。ところで、上記第1の3の丁保険相互会社から支払 われた 保険金については、被告人Aの金銭に対するだらしなさを心配した同被告人の実兄 において、同被告人や生前のCの借 金の返済等の手続を行った残額である約4 500万円余りを、同被告人及びその子らのために預かることとなったが、これを 不満とする被告人Bが実兄方に押しかけたり、被告人Aに実兄を告訴させるなどしたため、これに嫌気がさした実兄が管理を あきらめ、結局被告人両名の手

に渡った。 被告人両名は、こうして入手した保険金等合計約1億円のうち約3000万 被告人両名は、こうして入手した保険金等合計約1億円のうち約3000万 液告人面名は、こうして入手した保険金等合計約1億円のうち約3000万 金、滞納していた被告人Bの兄姉の入院費用等に充てたが、それ以外の金員につい 住宅購入等を企図したりしていたものの、実現には至らず、上記 ては,当初は 誓約書のとおり、被告人Bにおいて、これらの保険金を口座 から払い出して自 宅の金庫に保管するようになると、上記第1の犯行以前にも増して連日のように競輪場等に赴き、しかも1 日に数百万円をこれにつぎ込むなどして濫費し、結局、借金の返済等のほか、被告人両名及び被告人Aの実子3名の生活費等 とな った以外の金員は、平成5年7月ころまでの間に、そのほとんどを被告人Bにおい て競輪等のギャンブルに使い果たし

被告人らの生活状況及び保険加入状況等

被告人両名は、上記第1の犯行の数か月後ころから、被告人A方において 内縁の夫婦として、同被告人の実子3名ととも に生活していたが、上記のとおり、同犯行により得た保険金を数か月の間にほぼ使い果たした結果、平成5年7月 末の時点で は、被告人両名の預金残高は、合計数万円とほぼ底をついた。そこで、被告人両名は、続いて、Cが昭和59年8月にDから 相続し、さらに被告 人AがCから相続して取得した土地を売却して金員を捻出することを企図し、平成 スイからから相続して取得した工地を完却して金貝を捻出することを正図し、平成 6年から平成9年にか けて、近隣に住む知人や不動産業者らに対し、次々とそれらの土地を売却し、その結果、その間に売却した土地7筆の代金合 計約59 00万円(ただし、税金、仲介料、手数料等を含む。)を入手した。ところが、そのころに至っても、依然として被 告人Bは競輪等のギャンブルに耽り続けていたことから、これらの金員についてもまたもや上記保険金等と同様にその多くを同被告人においてまたたく間に競輪等に費やし、加えて同被告人は全く仕事に就たがず、被告人人についても平成7年8月に食 日の加工知販売等の会社にパート かず、被告人Aについても平成7年9月に食 品の加工卸販売等の会社にパート 従業員として勤務し始めるまでは無職であり、Cの遺族年金や被告人Bが管理して 入院中の兄姉3名の障害者年金も年金担保として差し入れられていた ため、被告人両名の手元には入らず、被告人両名の金融機関等に対する借入額は増大する一方であった。こうして、被告人両名は、上記第1の犯行にもかかわら ず、経済的な困窮に 再び陥って、被告人Bの兄姉らの入院費用や土地売却に伴う税金等を滞納したほか、次第にその生活費にも事欠き、保育園や 学校に通学する被告人Aの実子3名の保育料や給食費、病院の治療費、水道光熱費等までをも滞納するようになり、被告人ら の知人らに対しても事あるごとに借金を申し込んで、金員を借り受けるなどしていた。

で、で、被告人Bは、昭和63年に鹿島市内の実家に転居したころから、そのころ同被告人の実母が加入していた壬保険 相互会社の生命保険の保険同様のため、同被告人方に出入りしていた同社の保険外交員Pと知り合い、同の営業成績 に貢献しようとの意味合いもあって、そのころ、本来生命保険の保険者とはなり得ない被告人Bの兄姉らを被保険者とする 同社の団体定期保険に同被告人が契約者となって加入させたり、また被告人B自身も同社の生命保険に同被告人が契約者となって加入させたり、可以1000年以上記Pの関係にあった被告人Bは、さらなどの意図の下、被告人Aを保険の表では100万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、災害死亡時保険金額4700万円、

○万円、災害死亡時保険金額4700万円、受取人をEなどとする同社の生命保険に加入させたほか、自己も同日付けで普通 死亡時保険金額1000万円、災害死亡時保険金額2000万円、受取人を被告人B自身などとする同社の生命保険に加入 し、さらに、同様の意図の下、被告人Aの実子らも保険に加入さらに、同様の意図の下、被告人Aの実子らも保険に加入さると考えて、同年7月1日付けで、次男Fを被保険者と し、普通死亡時保険金額300万円、災害死亡時保険金額3500万円、受取人を被告人Aなどとするに、長男Eについても、同年8月1日付けで、当年の上が、100万円、災害死亡時保険金額2600万 円、受取人を被告人Aなどとする生命保険契約を締結し、それらの見返りとして、被告人に、平成7年4月から5月にか けて、合計150万円をPから借り入れる際に、そのころ被告人らが消費者金融や信用金庫から金員を借り入れる際に、そのになってまた。またででは、100万円、200万円、200万円、200万円、200万円、200万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから100万円をPから

保証人となってもらうなどした。 3 第3の犯行に至る当初の経緯及び第2の犯行の共謀成立状況

上記のような経済的な困窮状態にあって、被告人Bは、平成4年に被告人Aの夫を事故死に見せかけて殺害し、多額の保険 金を得ることに成功して至りとから、再びそれと同様の手段により多額の金員を手に入れようと考えた。そして今度は被告 人Aの実子を殺害し、その保険金を騙取しようと考えた。そしての対象としては、被告人Aの実子3名のうち、かねてか展望も乏しいととし、可被告人において、元気がなく、性格が暗い、将来の展望も乏しいと収入日において、元気がなく、性格が暗い、将来の展望も乏しいとしているでは、では、当初、冗談ではない、殺することとし、平成9年末れに対し、これに対し、日本に、当初、冗談ではない、殺すなら自分の子どもを殺せなどと反論してこれに対したものの、被告人Bから幾度も 計画を持ちかけられるうち、次第に、Cを対したものの、被告人Bから幾度も 計画を持ちかけられるうち、次第に、C家民と自己に、といるが表して保険金を騙取し、これを被告人と別れよう、そうすれば自分とと考えるに、なるは幸せに生きて行ける、Fにはその犠牲に なってもらおうなどと考えるに至った。

でいる。そこで、被告人両名は、Fを殺害する手段として、種々考えを巡らせたものの、やはり、C殺害の際と同様、Fに薬物を密かに服用させて眠らせ殺害した。と考え、被告人Aにおいて病院に赴いて虚偽の不眠を訴えて睡眠導入剤等を入り、被告人 Bにおいても自宅に保管していた兄姉らに処方された精神病薬等等準備するなどした。しかし、被告人Aはさすがに実子の殺 害にはちゅうちょも覚え、同年8月末ころ、Fに上記薬物を密かに服用させた上、イカ採りに誘い出して海岸付近に停めた車 内で眠らせ、イカ採りに使うガスを立ている 旨告げ、でおさせたほか、再度同様の方法によりFを殺害しようと計画された際には、被告人Aにおいて、逆に被告人 Bを殺害してF殺害を回避しようと持し、被告人Aにおいて、逆に被告人 Bを殺害してF殺害を回避しようと持時、

死したように装って同被告人を殺害したりしようとした。 このように、被告人Aのちゅうちょのため、F殺害に至らなかった被告人両 名は、大金を得て窮状を打開する方法として資 産家宅に押し入ることを計画 し、被告人Aにおいて、かつて短大卒業後、看護婦見習い等として寮に住み込みで その夫の経営 する病院に勤務し、平成6年ころにも家政婦として働かせてもらったことがあって屋内の状況等をよく知り、老齢で1人暮ら しをしているQ(大正12年生)方に強盗に押し入り、同人から自宅に保管してある現金を強取するとともに、あわよくば同 人が金融機関等に預け入れている預金等をも引き出して、多額の金員を得ようと決意するに至った。

(罪となるべき事実) 第2 被告人両名は、かねてから内情を知る佐賀県鹿島市 n 所在のQ(当時75 歳)方に押し入り、金品を強取しようと企て、共 謀の上、平成10年9月29 日午後8時ころ、被告人Bにおいて、覆面をした上、宅配便の配達を装って、上記 Q方通用口か ら同屋内に侵入し、同家屋内において、同人に対し、その首を腕等で締め付けるとともに、「騒ぐな。」「強盗だ。俺は人 を殺したことがある。刑務所も行った。金を出せ。」「災難と思ってあきらめろ。」などと語気鋭いした。刑務所も行った。金を出せ。」「災難と思ってあきらめろ。」などと語気鋭いでのよいて、同人の首を布きれで締め付けたり、包丁を突き付けたり、「30日において、同人の首を布きれで締め付けたり、包丁を突き付けたり、「30日において、同人の首を布きれて出してやれ。」などと繰り返し語気鋭く申し向けるどの暴行・脅迫を加え、その反 抗を抑圧し、同日午前3時30分ころ、同人が普通預念通帳1冊を強取したものである。

(第3の犯行に至る最終的な経緯)

上記のとおり、被告人両名は、Q方において、同人から金品を強取し、あわよくば大金を得ようと企てていたものの、強取に成功したのは上記の金品にとどまり、預金通帳についても、その暗証番号を聞き出すことができなかったことから、同人の口座から金員を引き出すことはできず、結局、上記犯行によっても、当時の被告人らの深刻な経済的困窮には焼け石に水であった。そこで、被告人両名は、この上は、いよいよ、先に計画していたとおり、Fを殺害し、その災害死亡保険金350万円を保険会社から騙取する以外に、困窮から脱する手段はないものと考えるに至り、ここに被告人両名の間にその旨の共謀が成立した。

(罪となるべき事実)

第3 被告人両名は、水難事故死を仮装して被告人Aの次男F(当時16歳)を殺害した上、被告人Aが、壬保険相互会社との間 で締結したFを被保険者、被告人Aを受取人とする災害死亡保険契約に係る保険金3500万円を同社から騙取しようと企 て、共謀の上、

- 1 平成10年10月26日午後10時30分ころ、長崎県北高来郡。町p所在のq岸壁において、Fに対し、睡眠導入剤等の 粉末を入れたカプセルを飲ませ、同月27日午前零時30分ころ、同岸壁東側石段において、睡眠状態に陥った同人の上半身 及び両足に紙粘着テープを数回巻き付けて、同人を同石段から同所先の海中に投げ込み、さらに、同人を海中に沈めるなど し、よって、そのころ、同人を溺水の吸引により窒息死させて殺害した 2 同年11月11日ころ、情をおらない壬保険相互会社e支社r支所係員らを
- 2 同年11月11日ころ、情を知らない壬保険相互会社 e 支社 r 支所係員らを介し、佐賀市 s 所在の同社 e 支社において、保 全係員Rに対し、真実は、上記1のとおり、Fは被告人両名の共謀による殺害行為により死亡したものであるにもかかわら ず、Fが、上記岸壁においてイカ採り中に過って転落死亡した水難事故死であるように装い、被告人A名義の保険金請求書等 関係書類を提出して上記災害死亡保険金3500万円の支払を請求し、もって人を欺いて財物を交付させようとしたが、同社 が上記保険金の支払を保留したため、その目的を遂げなかった

ものである。

(その他の罪となるべき事実)

第4 被告人Aは,

1 平成11年2月15日午前10時50分ころ,佐賀県鹿島市大字t株式会社 癸銀行h支店u出張所において,同所に設置さ れている現金自動支払機に,正 当な使用権限のない株式会社甲2発行に係るS名義のクレジットカードを挿入して 同機を作動 させ,同機から同出張所長T管理に係る現金20万円を窃取した 2 S名義のクレジットカードを利用して商品購入名下 に人を欺いて物品を交付させることを企て,同月23日午後3時35分ころ,同市大字v株式会社乙2h 店1階ビデオ売場に おいて,同店従業員Uに対し,同クレジットカードの正当 な使用権限も同クレジットシステム所定の方法により代金を支払う 意思もその 能力もないのにこれあるように装って,同クレジットカードを提示して,ビデオカ メラ等の購入を申し込み、同人 をその旨誤信させ、よって、そのころ、同所において、同人からビデオカメラ等2点(価格合計17万8000円)の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた

ものである。

(補足説明)

判示第2の犯行について、被告人Bの弁護人らは、同被告人に住居侵入罪及び強盗罪が成立することは争わないものの、同被告人がQに対し、判示の脅迫文言を「語気鋭く」申し向けたことはなく、また、同人に包丁を「突き付けた」こともなく、「繰り返し」暴行、脅迫を加えたこともないと主張して、犯行の態様を争い、同被告人も、Qに対し、脅迫的な言葉を述べたのは瞬間的なことで、ほとんどは穏やかに話をしていたなどと供述し、さらに被告人Aの弁護人らは、同被告人については、その役割等に照らし、被告人Bとの共謀共同正犯は成立せず、幇助犯が成立するに過ぎない旨主張するので、以下、これらの点に関する当裁判所の判断を示す。

1 犯行の態様について

めるには至 らない。

次に、脅迫の態様については、被告人Bの弁護人らは、同被告人のQに対する脅迫は、直接的にQに危害を加えるような内容のものではなく、長時間に及ぶ犯行の最中、大半は穏やかな会話がなされたものであるから、被告人Bが判示の脅迫的言辞を「語気鋭く」申し向けたとか、「繰り返し」申し向けたとかいうのは当たらないなどと主張するのであるが、1人暮らしの老齢の 女性宅に夜間覆面を被

り、宅配便の配達員を装って押し入ったという客観的な状況のみからしても、被告人BのQに対する言辞が、「語気鋭い」ものであったことは自明である。また、その金銭要求は、数万円の現金を渡してそれであきらめてくれるよう 懇願したQに対し、さらに多額の金員の交付を要求するなどして、約7時間もの間Q方に居座り続けてなされた執ようなもので あり、その間被告人Bは、終始金品の強取を目論んでいたものであるから、判示のような脅迫行為が「繰り返された」こともまた明らかである。

被告人Aの正犯性について 関係証拠によれば、被告人両名は、金銭に窮し、かつて被告人Aにおいて、寮に住み込みでその経営する病院に勤務し、また、平成6年には家政婦として雇 ってもらったこともあって、内情をよく知るQ方に強盗に押し入ることを企て、被 告人AがQ 方の間取り等を図面に書いて屋内の状況を被告人Bに説明したこと その際には,Qが1人暮らしをしていることはもとより, その用心深い性格や, 日頃、その長女が夕食を差し入れるなどして同人方に度々出入りしていること、金員等の保管場所と思わ、れた金庫の所在場所や、非常通報装置が設置されていること と等をも併せて説明したこと、犯行の実行を決断するや、被告人A は、被告人 Bと共に犯行現場となるQ方や同人方に日頃出入りしていた同人の長女の夫が経営する病院等に赴いて、長女の動向をも確認したこと、実行役については、被告人 AはQに顔を知られているなどのため被告人Bが1人でこれにあたることとされ たが、同被告人がQ方に押し入る際の方法を検討した際には、被告人Aにおいて、 宅配便の配達員を装って屋内に侵入する方法 を提案し、現にこれが実行されたこと、また、犯行時に被告人Bが覆面として使用するパンティストッキングや手袋等の犯行道 具の準備にも関与したほか、被告人Bにおいて、預金通帳等を強取することに成功した場合には、同被告人が女装して銀行等に、赴き、預金を引き出す旨 計画されたことから、その際使用する変装用のかつらや着衣等も被告人Aにおいて に赴くに際しては、事前に被告人Bと共にQの長女の夫が経 準備したこと、犯行 営する病院に赴いて、長女の所在を確認した上、被告人Aにおいて 同BをQ方付近まで車で送ったこと、被告人Bにおいては、被告人A所有の携帯電話を持参し、 被告人Aにおいては、その間Q 方に近い被告人B方で待機して同被告人と常に連絡がとれる体制を整え、実際に、犯行の最中に、幾度か被告人Bから電話連絡 を受け、Qが不審に思ったため服用させるには至らなかったが、同被告人から犯行に 必要として指示された睡眠導入剤等をQ方 まで持参してこれを同被告人に手渡す などもしたこと、犯行後は、被告人Bと共に、強取に係る現金を持参して消費者金 対する返済に赴いたり、質屋に赴いて、強取に係るネックレスを質入れす るなどしていること等からすると、実行行為の詳細については、実行犯たる被告 人Bに委ねられていたという面はあるにせよ、被告人Aにおいても、なし得る限り の積極的な加

担をしていたことが明らかであり、これら被告人Aの行為が犯行の実現に寄与した度合いも大きい。さらには、当時被告人両名 は形の上では別居していたが、実質的には内縁関係にあり、本件犯行はこうした関係にある被告人両名の借金返済を目的とした ものであるから、被告人Aが幇助犯にとどまるとは到底いえず、同被告人は、正犯としての責任を免れない。

よって、被告人両名には、判示第2の住居侵入罪及び強盗罪の共同正犯が成立 する。

(法令の適用)

被告人両名の判示第1の1の所為はいずれも平成7年法律第91号による改正前の刑法60条,199条に,判示第1の2,3の各所為はいずれも同法60条,260条,130条前段に,判示第2の所為の方ち住居侵入の点はいずれも上記改正後の刑法60条,130条前段に,強盗の点はいずれも同法60条,236条1項に,対示第3の2の所為はいずれも同法60条,250条,246条1項に,被告人Aの判示第4の1の所為は同法246条1項にそれぞれ該当するところ。10条に,判示第2の住居侵入と強盗との間には手段結果の関係があるので、ことも、被告人面名の判示第1の1,判示第3の1の罪につきいずれも死刑を選択し、被告人面名の判示第1の1,判示第3の1の罪につきいずれも死刑を選択にりいずれの被告人についても刑及び犯情の最も重い判示第3の1の罪の刑で処断し、此ば同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法46条1項本文、10%断し、以上は同法45条1の行政、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、10%が表別に対し、

いては、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用していずれの被告人にも負担させないこととする。

(量刑の理由)

1 本件は、判示のとおり、当時愛人関係にあった被告人両名が、共謀の上、①被告人名の夫であるCを殺害し、生命保険会社2 社から、同人が加入していた保険金合計9870万円余りを騙取した事犯、その約6年後、内縁関係となった被告人両名が、共、謀の上、②被告人Aが内情をよく知るQ方に、被告人Bにおいて強盗に押し入り、現金約13万7000円及びネックレス等6 本等を強取した事犯がに③被告人Aの実子であるFを殺害し、生命保険会社から、同人が加入していた保険金3500万円を 騙取しようとしたものの、保険金騙取は未遂に終わった事犯に加え、④被告人A単独で、実母名義のクレジットカードを使用し て現金自動支払機から現金20万円を窃取し、電器店でビデオカメラ等を騙取した事犯からる事案である。

このように、本件は、被告人両名共謀の上で、生命保険の被保険者を被害者とする殺人2件を敢行した事犯を含む重大事案で あるから、まず、最も考慮を要するこれら殺人等2件についてその量刑事情を検討し、続いてその他の事犯についても順次検討 を加えることとする。

この点,被告人Aの弁護人らは、同被告人が被害者殺害を企図したのは、同人との結婚生活における不満等が積み重なった怨 恨とそれに基づく報復が最大の動機であり、金銭的な動機は主たるものではない旨主張し、被告人Aも、公判において、これと 同旨の供述をしている。

り、被害者から離婚され身一つでC家から放り出されることを恐れた同被告人が、逆に被害者を殺害してC家の財産を自己のものとするとともに被害者にかけられていた保険金をも取得しようと考えた結果そのものである。しかも、被告人Aは、被告人Bに被害者殺害を持ちかけて承諾させる手段として、約1億円にのぼる保険契約の存在を打ち明けているのであるから、被告人Aが本件犯行を決断した最終的な動機には、多額の借金を清算した上での被告人Bとの新たな生活の構築に向けた金銭的な欲望という打算的な思考が大きかったとみるべきであって、被告人Aの被害者に対する怨恨や報復的意図は、こうした打算の背後にかなり後退してしまっていたというべきである。

のが人道に対する挑戦としてこの上ない悪質な ものであるのみならず、保険金騙 取というその犯行の目的からは半ば当然のことながら、被害者殺害に向け、数か月 り、実に綿密な計画を立て、周到に準備を重ね、慎重に機会をうかが って犯行がなされたという点も重大である。すなわち、被告人らの犯行に至る具 体的な経過をみると、被告人両名は、犯行の実行を決意するや、まず、他殺と疑われない種々の殺害方法 すなわち、被害者の通勤途中にその乗車する車のブレーキに細工をして事故死に見せかけて殺害する方法、被害者に飲酒させた り睡眠導入 剤等の薬物を密かに服用させたりなどした上、被告人Bが被害者と共に車に乗車 し、川に車ごと飛び込んで被告人B のみがそこから脱出する方法、被告人A方付 近を流れる川が増水した際に、そこに突き落として溺死させる方法等を企図したも のの、いずれも発覚の危険が大きかったり、被告人ら自身の身が危険であったり などの理由で、実行には至らなかったが、その 間、被告人Aにおいて、数度精神 科病院に赴いて、虚偽の不眠を訴え、犯行に必要と思われた数種類の睡眠導入剤等を入手し、また、被告人日においても、精神病で入院中の兄姉らに処方され、同 人らが一時帰宅を許された際等に持ち帰って服用しなかった精神病薬等を自宅に保管してあったことから、これも併せて使用することとし、さらには、それらの薬効を詳細に把握して犯 行計画に資するため、薬物の効能等が記された書物を購入 別を詳細に比較して犯 行前回に負するため、案物の効能等が記された書物を購入して、その効果等を確認するなどもしている。そうして、これら薬物 を被告人らの自宅においてすりこぎ等を用いて粉末状にし、その量や種類等を変えて調節しながら、被告人Aにおいて、種々の 料理に混ぜてその見た目や味の変化を確認し、このうちカレーが最も味や見た目に不自然な変化が表れにくく、またそれが被害者の好物であったこともあって、犯行の実行にあたっては、カレーに睡眠導入剤等者に変なると思われることを表している。 を混ぜて被害者に密かに服用させることと し、その後被告人Aにおいて頻繁に 夕食としてカレーを出した上、そこに睡眠導入剤等を混ぜて服用させて、その後の 被害者の 様態を見ながら、犯行の機会をうかがったものである。このような経過 をたどるうち、最終的な被害者の殺害方法としては、同 人が、日頃休日等に度々 海岸で釣りを楽しむなどしていたことから、釣り中の水難事故を装って同人を殺害 れ、具体的には、同人に睡眠導入剤等を密かに服用させて する旨計画がなさ 意識を失わせた上、堤防から海中に突き落として殺害することと し、その犯行場所については、被害者が日頃釣りをしていた海岸を実際に被告人両名で下見した 結果、本件犯行現場を選定し、 その際には、犯行の後、夫が海に落ちたなどと言 って110番通報を依頼する民家についてもあらかじめ選定するなどもしてい のであり、このように、本件犯行に至る具体的な経過には、被告人らの被害者に対 する極めて強固で計画的かつ冷酷な殺意と 保険金騙取に向けた並々ならぬ意欲が 如実に表れている。

本件犯行態様そのものについても、上記計画に基づき、被告人Aが被害者に対し、夕食として出したカレーの中に睡眠導入剤 等を混ぜて服用させて眠らせ、後の偽装工作のため、子供らに対しても、今日は釣りに行こうなどと申し向けた上、 睡眠導入剤 等を密かに服用させ、被告人Bに連絡をとってその旨伝え、自らは釣 りの準備を整えて餌を購入するなどもし、同被告人を車で 迎えに行った後、いっ たん自宅に戻り、薬効が表れて意識もうろうとなった被害者に、お母さんが呼んでいるなどと許言を申し 向け、その身体を抱えながら車の助手席に乗せ、被告人Bも別の車を運転してこれに同行し、あらかじめ犯行場所と決めた本件 護岸付近に 赴き、その途中では釣りをしていたように偽装するため、缶ビール、つまみ等を購入するなどもしている。そうし て、現場に到着するや、周囲の様子をうかが い、準備した釣り道具を護岸付近に置き、缶ビールの中身や釣り餌を一部捨て、竿 に餌を付けてこれを護岸下に投げ込むなどの偽装工作も行い、被告人両名で被害 者を護岸付近まで抱えて運び,同所から約7m 下の海面に被害者を突き落とした ところ、同人が、被告人らの予想に反して覚せいし、俺を殺す気かなどと叫んだた め、被告人 Bにおいて、咄嗟に付近の階段を下りて大丈夫かなどと声をかけながら護岸下の被害者に近づき、同所で被害者と数分間の格闘 の末、同人を海中に沈 め、殺害したというものである。さらに、犯行後は、被告人Aにおいて、被告人B をその自宅まで送り届 けた上、再び自宅に戻り、上記事前に密かに服用させた睡 眠導入剤等により睡眠状態にあった子供3名を連れ出して車に乗せ、 再び犯行現 眠導入剤寺により睡眠状態にあった子供3名を連れ出して単に乗せ、 再び犯行現場の護岸付近に赴き、そこで、現場に他殺をうかがわせるような証跡が残っていないか確認の上、被害者が死亡して いるか否かもその体を揺すって声をかけるなどして確認し、さらには長男と次男に対し、お父さんが海に落ちたから助けに行ってくれ、自分は救急車を呼んでくるなどと申し向け、付近の民家に赴いて主人が海に落ちたから電話を貸してくれなどと言って 警察等への通報を依頼しており、事前の綿密な計画に従って、着々とこれを遂行したばかりでなく、事情を知らない予した。 供までを も欺いて、家族での釣りを偽装し、自己らの完全犯罪実現のための道具 として用いるなど母親としてあるまじき行為までしてい るのであり、極めて計画 的かつ冷酷なものである。確かに、犯行日はほぼ満月で、犯行時刻も干潮であったため、そのような状、況下で釣りをすることの不自然さなど被告人らにおいて思いつかなかった点はいくつかあったものの、本件が極めて巧妙な手口による犯行であることは間違いなく、その後約7年間にわたり、本件が他殺と疑われることなる。 発覚を免れたという事実がこ のことを如実に示している。

被害者は、高校を卒業後、電気工事等の会社に技術員として継続して勤務し かつては被告人Aと恋愛関係にあって、その後 同被告人との家庭を築き、当時保 育園ないし小学校に通学する3人の子供の父親として、種々の問題はありながら 一家の生 活を支えていたものであり、被告人らから命までをも奪われる理由 など何もなかった。被告人Aは、先述のとおり、被害者との 夫婦生活上の不満を 多々挙げて、同人に夫としての殊に家庭人としての多大な問題点があったと供述す るが,そもそもそれらは 被害者との離婚原因とはなり得ても被害者を殺害しよう と考えるほどの理由といえるかははなはだ疑問である。確かに、特に被「害者の女 性関係に問題があったことは証拠上明らかであり、同人と被告人Aとの夫婦生活の に被告人Aを悪く言っている可能性はあるものの、それを考慮しても、被告人A の金銭管理や日常家事がずさんでかなり非常識なものであった状況はうかがわれ る。そうすると、被告人Aと被害者との夫婦生活が破綻の危機に瀕した原因が、 方的に夫である被害者 の側にあって、妻である被告人Aには全く責められるべき 点がないなどということはできない。38歳にして非業の死を遂げた 被害者の無 念さには察するに余りあるものがあり、本件が尊い人の生命を奪ったという点でそ の結果が極めて重大であることは いうまでもないが、加えて、当時まだ幼い被害 者の実子や生前の被害者の実母,兄妹ら遺族に与えた精神的衝撃が大きかったこ とは想像に難くなく、さらには、同人らはその後数年間にわたって、事故死と聞か され騙され続けていたもので,本件の発覚に より自己らの実父あるいは兄弟が, 実は他人の手によって殺害されたもので、しかもその犯人が自己らの母ないし兄弟 の妻とその内縁の夫である旨知らされた遺族らの衝撃はもはや筆舌に尽くし難い

ものがある。

のであり、その暴力の程度も素手で殴ったり、足で顔を踏みつけたり、ガラス製の灰皿を投げ付けたりなど相手に相当な怪我を 負わせるほどの度を超えたものであって、現にそれらにより被害者が入院を余儀なくされたこともあったとしており、また、被 告人Aや被害者が入通院した際の診療録等の記載に基づく捜査報告書からもそのことは十分に認められるのであって、被告人B の被告人Aや被害者らに対する暴力が、それほど頻繁にあったわけではないとか、しつけの域を出ないものであったなどとする 被告人Bの供述は信用できない。

 断というほかはない。

そうして,本件についても,先に述べたC殺害の件と同様に, 綿密な計画を練 周到な準備を重ね, 慎重に機会をうかがっ て及んだ凶悪な犯行であり, 本質 的には、C殺害と同様の殺害方法を選択したということで世人の疑惑を招き、 んな計画と いえるが、C殺害による保険金騙取の成功体験を下に、それを生かし つつもさらに修正すべき点をも踏まえ、より確実に完全犯 罪を成し遂げることを 目論んで念入りに計画準備を行い、殺害に及んだという点で、極めて計画的である とともにそれなりに巧 妙なものである。すなわち、被告人両名は、被害者の好きなイカ採りに出かけた際の事故死を装って同人を殺害する旨計画し、 具体的に は、被告人Aにおいて、C殺害の際と同様、精神科病院に赴いて、虚偽の不眠の症 状を訴えて睡眠導入剤等を入手し、被告人Bにおいても、先のC殺害の際に用い た兄姉らの精神病薬等が自宅に残ったまま保管してあったことから、これらを再び 取り出して、それらをすり潰して風邪薬のカプセルに詰め替えるなどもした上、被害者にこれら薬物をビタミン剤と偽って服用 させ、被害者がイカ採りを好んでよくしていたことなどから、イカ採りに誘い出し、犯行場所としては、C殺害の捜査にあたったト警察署の管轄内であれば、C殺害の事情を知る警察官もいて発覚の危険が大きいとして、別の警察署の管轄内の海岸を犯行場所に選定することをの関し、長崎県北京東郡。町の海岸を犯行場所に定め、大きに設定することを 企図し、長崎県北高来郡の町の海岸を犯行場所と定め、さらに殺害するにあたって 被告人らの予想に反して海中に突き落とした。こが覚せい は、C殺害の際には、 し、被告人Bにおいて、海中に入って力ずくで同人を海中に沈めることを余儀なくされたため、被害者殺害にあたっては、そのような事態に陥らぬよう、被害者の身体をガムテープで縛り、さらに頭には頭巾を被せるなど実に細かな点まで考え を巡らせて行った犯行である。

もとより被害者に殺害されなければならない理由などあろうはずもなら、幼いころには構音の障害を抱えつつも、指導教室に 通うなどの努力でそれを克服し、小学生のときに実父を失い、被告人Bの暴力にさらされ、唯一頼りにしたいたも、日とは差別的な扱いを受けるという殺伐とした家庭環境の中にあても道を誤ることはなく、小学校時代には兄と共に中乳配達 のアルバイトをも間である。高校に進学後は、コンピューターに興味を抱いて学業者しておいる。高校には通学していた高校の文化祭を控えてその準備に 会別なのまれ、本件の数日後には通学していた高校の文化祭を控えてその準備に 会別なる。本人とは、本人の面前で、おり、本の自由を奪われ、その信頼し、慕っていたあるに、本の情報の合きで、海中に投げ込まれ、かつて実母の内縁の夫として同居に、おり、深い哀切の念を覚えずにはいられない。加えて、被害者の兄妹らに対し、本

件が与えた 精神的衝撃は計り知れず、とりわけ、被告人Bから日常的に暴力被害に遭っていた被害者に対し、自分のように体力を付けて対 抗できるようになるという。被告人Aから被告人Bが被害者を殺害しようとしているなどと事前に相談を持ち かけられ、一度は被害者の殺害を阻止するため、ガスの充満する車内から同人を救出するなどもし、当然ながら本件が水難事故 などではなく、被告人らの手による殺人であることも十分認識していた被害者の兄に与えたまで、苦悶には想像を絶するものが ある。さらには、同人らは、本件の後、実最ある被告人Aも身柄拘束されるに至ったことから、被害者の兄にあっては18歳である被告人Aも身柄拘束されるに至ったことから、被害者の兄にあっては18歳でよりで、妹にあってはわずか10歳にして、いわば一家離散の状況に追い込まれるに至ったもので、本件が先の判示第1の犯行 とも相俟って、同人らの人生に与えた影響の深刻さには計り知れないものがある。

また、判示第4の被告人Aにおいて単独で敢行した、実母名義のクレジットカードを不正に使用して、現金自動支払機から現 金20万円を窃取し、電器店でビデオカメラ等を騙取した事犯についても、金銭に窮した上での身勝手な犯行であり、その被害 額も少ないものではない。

2 次に、各事犯ごとの被告人ら個別の量刑事情について、判示第1、第3の各殺人等の事犯を中心に検討し、被告人らの責任の 軽重について考察を加える。

(1) まず、判示第1のC殺害、保険金騙取の事犯に関する被告人Aの犯情について検討するに、同被告人は、最初に被害者殺害 を企図して被告人Bに持ちかけ を企図して被告人Bに持ちかけ た犯行の発案者である。その後、被告人Bに保険証券を見せるなどするうち、同被 告人におい てもこれを承諾するや、同被告人と共に、前示のような犯行の綿密 な計画を練り、その際には、自ら殺害の手段を提案した り、被害者が釣りに よく出かけることを被告人Bに申し向けてこれを殺害計画の策定にも供し、犯行の 準備段階においては. 精神科病院に赴いて睡眠導入剤等を入手し、それら薬物 断させ、釣り中の水難事故を装うための種々の偽装工作を被告人Bと共に行っ た後、同被告人と共に被害者の身体を現場の護岸付近まで運び、同人をそこから海 中に突き 落とす際にも、これを護岸の擁壁上に抱え上げるなどもし、殺害後は、再び自宅に戻って睡眠中の実子らを海岸に連れ出した 上、付近の民家に駆 け込むなどして水難事故を偽装し、その目論みどおり捜査機関において事故死とし て処理されるや各保険 会社に対し、保険金請求手続を行って保険金を自己名義 の口座に入金させたものであって、その犯行への加担は、犯行の計画段階から 準備段階、実行段階に至るまで、犯行の全般に及んでおり、なおかつこれを積極的 準備段階、美行段階に至るまで、記11の主服に及んであり、 ならんっこれとはに に推し進めたものである。そうし て、被害者は、被告人Aの夫であったもので あるから、被告人Aがいなければ、被害者に薬物を密かに服用させることも、被 害者が好んでよくしていた釣り中の水難事故を装うことも、さらには犯行の目的 である保険金請求を行って保険会社から保険 金を騙取することもなし得なかっ たものであり、犯行実現の上での被告人Aの地位、役割の重要さは、決して余人を えることができないという意味で、被告人Bのそれを優に上回ってい もって代 るというべきである。

役割の重要さという観点でみるかぎりは、被告人Bのそれは被告人Aのそれに及ぶものではないが、犯行の全般に終始積極 的、主体的に関与したという点においては、何ら被告人Aに劣るところはなく、かつてKに対し、被告人Aが犯行を持ちかけ た際には、これに取り合ってもらえず、犯行の実現には全く至らなかったことをみても、被告人Bの加担なくしては、被告人 Aひとりでは、その被害者殺害の意思を現実のものとすることは到底不可能であったものと認められる。そうして、犯行の結 果得た保険金については、被告人Bの当時数百万円にも上っていた借金の返済にも充てられたほか、数千万円にも上る多額の 金員を同被告人において競輪等のギャンブルに費消している。

なお、被告人両名の間には、本件犯行の主導性をめぐってその供述に対立がみられ、被告人Aは、公判において、被告人B に対し犯行を持ちかけるや、同被告人が思いのほか積極的となったため、自分はその指示に従うままであった、自分の行った 行為の大半は被告人Bの指示に基づくものであり、自分はこれに嫌行の直前ころから、被告人Bが競輪に費やす金員の額や借金の額が急激に増大していること等から、その ことは裏付けられている旨主張し、一方、被告人Bにおいては、犯行を持ちかけられても当初は合計約1億円という額までは 告げられておらず、半信半疑であったものであり、犯行の計画段階、準備段階においておらず、半信半疑であったものであり、犯行の計画段階、準備段階においる。

スを充満さ せて被害者を殺害しようと試みた際には、被害者の兄に対し、被害者の救出を依頼してその犯行を阻止し、再び同様の犯行に 及ぼうとした際に は、逆に、被告人Bに対し、睡眠導入剤等を密かに服用させた上、同被告人を寝煙 草による火災を偽装して、殺害し、被害者の殺害を回避しようとする一方、再び 精神科病院に赴いて睡眠導入剤等を入手し、判示第2の住居侵入、強盗事件に よっても、目論んだほどの多額の金員を獲得するには至らなかったこと等から、 はや被害者を殺害するほかないとし て犯行の実行を決意するや、被告人Bと共 に、その犯行の具体的計画を策定し、 被害者がイカ採りに好んで行っていたことを 利用し、同人に睡眠導入剤等を服用させた上、海中に突き落とす旨の計画が固 人Bが自宅に保管していた精神 まるや、病院から入手した睡眠導入剤等や被告 病薬等を自宅ですり潰し、風邪薬のカプセルに詰め替えたり、使用するガムテープ などして犯行の準備を整え、犯行現場の下見にも被告人Bと共に赴 実行の段階にあっては、被害者にイカ採りに行こうな。どと声をかけて同人 を海岸に誘い出し、そこで同人にビタミン剤と偽ってカプセルに詰め替えた薬物を 密かに服用させ、海岸 の岸壁で眠り込んだ同人の身体にガムテープを巻き、頭

巾を被せ、被告人Bにおいて被害者を海中に投げ込むなどして殺害した後は、ガムテープや頭巾を回収して処分したり、付近のコンビニエンスストアに駆け込ん で事故を装って警察への通報等を 依頼するなど偽装工作を行い、保険金の請求 も当然ながら自ら行ったものであって、犯行の実行を最終的に決断して以後は、 確かにその決断は、被告人Aなりに苦渋に満ちたものではあったろうが、同被告 人は、C殺害の際と同様に、犯行の計画、準 備、実行の全般に加担しており、 その態様も単に被告人Bに追随していいなりになったとか、引きずられたとかいっ ての恐怖も単に被占人日に追随していいなりになりたこが、 引きするでにこれです。 た性質の ものとは考えられない積極的、主体的なものである。そうして、被告 人Aがいなければ、被害者を海岸に誘い出すことも、同 人に密かに薬物を服用 させることも、さらには犯行の目的である保険金請求を行うことも不可能であった ものであるから、犯 行の実現に寄与した地位、役割の重要さという点において は、被告人Aのそれは、被告人Bのそれを優に上回っている。 一方、被告 人Bについてみると、同被告人は、かつて被告人Aと共に同被告人の夫を殺害し 多額の保険金を得た経緯があ ったことから、次なるは被告人Aの実子を殺害す ることを企図して同被告人に持ちかけた犯行の発案者である。当然ながら、 初は被告人Aに頑なに拒否されたものの、繰り返し同被告人に被害者の殺害を持ち かけて、ついにはこれを承諾させ、始め のうちは、被告人Aにおいて、いまだ犯罪の実行にちゅうちょを覚えるなどしたことなどから何度も失敗に終わったものの、 犯行意欲を失うことなく、最終的に被告人Aにおいて実行の決意を固めさ では、これである。 せた後は、同被告人と共に犯行計画を練り、被害者がイカ採りが好きであることを被告人Aから聞き及ぶや、C殺害の際と同様に、イカ採り中の水難事故を装って、被害者を海中に突き落として殺害する旨計画し、その間、自宅に保管していた兄姉らの精神病薬等や被告人Aに病院から入事させた睡眠。 導入剤等を被害 者に服用させるよう同被告人に申し向けたり、被害者に被せる頭巾を自ら用意し、 犯行現場の下見にも被告人 Aと共に訪れるなどして犯行の準備を整え、解剖は 絶対拒否するようになどと種々の偽装工作の方法について、被告人Aに指示を 与えるなどもし、犯行の実行にあたっては、現場付近でコンクリート製ブロックの 与えるなどもし、犯行の美行にのにつては、現場的担 Cコンソリート殺ノロックの 陰に隠れて被害者らの様子をうかが い、被害者が薬物により眠り込むや、被 告人Aと共に被害者の身体にガムテープを巻くなどした上、同人を海中に投げ込 み、 予想に反して同人が覚せいして岸壁にすがろうとするや、自ら海中に飛び 込んで同人を力づくで海中に沈めて殺害したもの で、その犯行加担は、やは り犯行の計画、準備、実行の全般に及ぶと共に、終始、積極的で主体的なものであ り、犯行の発案 者としてその計画を強力に推し進めたものである。そうして、 被告人Bがいなければ、被告人Aは、被害者殺害を思いつくことも、これを企図した後も実際にこれを実行に移すことは到底あり得なかったものであり、犯行の 実現に被告人Bの果たした 役割は大きい。

以上、考察するに、本件犯行は、被告人Bにおいて当初発案し、これを被告 人Aに執ように持ちかけて、拒否する同被告人 を説得して犯行に引き込み、実 行に及んだものであり、その間、被告人Bにおいて被害者を殺害しようと試みた際には、被告 人Aは、被害者の兄の協力を仰いで殺害の実行を阻止したり、逆に 被告人日を殺害しようとまで試みて被害者の殺害を回避しようともしたのであ るから、犯行の主導性を見る限りは、これが被告人B主導の下に行われた犯行であ ることは明白である。 しかしながら、一方、犯行の実現に与った地位、役割の 重要性という観点でみる限り、被告人Aの犯行加担がなければ、事故 死に見せ かけた被害者の殺害も、保険金騙取という本件犯行の目的そのものの達成も、絶対的に不可能であったものであっ て、いわば同被告人は、本件犯行を実行に移す最終決定権限を握っていたものであり、だからこそ被告人Bも、いかに頑なに 拒否されようとも、執ように被告人Aに対し、犯行を持ちかけ、実行を決断する

に至らせたものと考えられる。そうして、被 告人Aは、いったん犯行の実行を 承諾するや自ら犯行に使用する薬物を準備するなど積極的に犯行に加担してもい る。

してみると、本件犯行は、紆余曲折はあるものの、最終的には、C殺害の件 と同様に、被告人両名が、一体となって、相互 に影響を及ぼし合い、助け合っ て実行に及んだものであり、そのどちらかが欠けても犯罪の実現は不可能ないし著 しく困難で あったものといえ、被告人B主導の下に計画が策定され、これが推 し進められるとともに、被告人Aにおいても、最終的に は、これに積極的に 加担して決して余人をもって代えることのできない極めて重要な役割を担ったもの であり、結局、これら を総合すると、本件犯行については、被告人らの責任に 軽重の差をつけることはできないというべきである。

(3) このほか、判示第2の住居侵入、強盗の事犯については、被告人Aの担った地位、役割とそれに基づく行動については、先 に (補足説明)の項で述べたとおり、同被告人が正犯としての責任を免れないことはもとより、実行行為を除く犯行の全般に 積極的に関与しており、その犯罪の実現に与った役割は大きい。しかしながら、本件は、被告人Bが犯行を企図して被告人A に持ちかけたもので、その後も犯行計画の策定やこれに基づく種々の準備作業を積極的に推進したほか、判示の実行行為に及 んで現実に金品を強取したものであるから、その責任は、被告人Aに比してより重いというべきである。
(4) 以上検討したところによれば、本件各事犯のうち被告人らの量刑上最も重視

(4) 以上検討したところによれば、本件各事犯のうち被告人らの量刑上最も重視されるべき判示第1、第3の各殺人等の事犯の うち、判示第1の殺人等の事犯については、被告人らの責任に顕著な軽重の差はないものの、被告人Aが被告人Bに比してよ り重い責任を負うというべきであり、一方、判示第3の殺人等の事犯については、被告人らの責任に軽重の差はつけられず、 被告人らは同等の責任を負うというべきであるから、結局、これら2件の各殺人等の事犯を通じ、被告人らの責任にそれほど の軽重の差はないものの、より仔細にみれば、被告人Aの方がやや重い責任を負うというべきであって、この判断は、上記説 示した判示第2の住居侵入、強盗の事犯に関する両被告人の犯情や被告人Aの判示第4の窃盗、詐欺の事犯に関する犯情を考 慮に入れてもなお左右されない。

あり、母子の情愛という人類普遍の、かつ最も根源的な倫理すら脅かす犯行であって、その責任は余りにも重い。こうしてみると、本件各殺人等の犯行の罪質、動機、態様、2人の生命を奪ったという結果の重大性、社会的影響の大きさ等を考慮すると、本件の犯情はいずれの被告人についても極めて悪く、被告人両名の刑事責任は、より重い責任を負うべき被告人Aについてはもとより、それほどの差がない被告人同についてもまことに重大という以外になく、特別の事情がない限り、被告人両名に対し、極刑を選択することもやむを得ない。

4 そこで、以下、被告人らのために酌むべき事情を取り上げ、これらが、死刑選 択回避の理由となり得るか否かについて検討する。

(1) まず、最も重視されるべきは、遺族の被告人らに対する被害感情である。す

しかしながら、翻って考えてみるに、本件殺人等の事犯2件は、上述のとおり、被告人名の夫及び実子に多額の生命保険が 掛けられていたことを奇貨とて、同被告人が、いわゆる愛人関係ないし内縁関係にあった被告人日と共取行るを殺害したという基本的に家族内におい間柄にあって保険金欲 しさに被害者らを殺害したという基本的に家族内におい間柄にあって、特に、がならぬ被告人名自身であり、被害者らの遺族は同被告のであるのであるのは必然であり、被害者らが、実母であるのは必然であり、被告人名の旨明言は避けているため断定はできないが、甥姪にもあたる被告人の影響等に もかんがみてそのような供述をいるの情はないかとも考えられる。すなわち、本件で遺族らの被害感情が緩やからない。ないかとも考えられる。すなわち、本件で遺族らの被害感情が緩やからない。また、変換内においるがある。

は、家族内における犯行という本件の特殊性によるものであり、被告人の動機に 酌むべきものがあったり、被告人が深く反省 し、あるいは相当の慰藉の措置を 講じたなどの結果として被害感情が緩和されるという通常一般の場合とは異なるの であっ て、被告人Aが死刑に処せられれば、長男Eや長女Gは、実父と兄弟 を殺害された上に実母まで失うこととなるのであるか ら、これを回避して欲 しいという思いには深い共感を覚えざるを得ないが、その評価にはやはり一定の限 界があるといわざる を得ない。

また、被告人Bに関しても、被告人Aの実子らが、死刑を望まないとし、あるいは、直接的には言及しないものの、積極的 に死刑を望むともしていないのは、同人らがいずれもその理由を明らかにしておらず、これまた推測に頼るほかないが、やは り同被告人の本件の犯情や深い反省などを反映したものではなく、同被告人が死刑に処せられれば、実母である被告人Aにつ いても同様の、あるいは極めて重い処分がなされるのではないかという危惧等が影響しているのではないかとみられるし、こ のことは、V証人についても同様である。してみると、被告人Bについても、この点を同被告人に酌むべき事情として斟酌す るには大きな制約があるといわざるを得ない。

なお、家族内の犯行であるということに関しては、「法律は家庭に入らず」として、一定の財産犯については不処罰とした り、あるいはその処罰を被害者の意思に委ねるものとされ、殺人のような重大な犯罪にあっても、家族内の犯行でもして、刑が 軽減される例は珍しいことではない。しかし、家族内の犯行であったり、犯行態様もそれらの苦悩から衝動的、発作的になされたものであったり、犯行態様もそれらの苦悩から衝動的、発作的になされたものであったり、犯行態様もそれらの苦悩から衝動的、発作的になされたものであったり、これらの事情を離れて、家族内の犯行という一事だけで 刑が軽減されるものではない。本件は、前述のとおり、C殺害については、夫婦間の不満にしいるを発端とするものではある が、結局は金銭欲、打算的な考えに基づく間的で冷酷な犯行であり、F殺害に至っては、酌むべきものの全くない冷酷無比の犯行であって、家族内の犯行として刑が軽減されるべき前提をおよそ欠いてい

るといわざるを得ない。 (2) 次に、被告人両名の反省の態度について検討する。被告人両名は、いずれも F殺害等の件により逮捕された後間もないうち から本件各殺人等について自白 し、その事実を詳細に供述し、公判においても、殊に重刑が予想されるそれら殺人 犯については、事実をいずれも認め、反省の態度を示している。そ うして、被告人Aにおいては、起訴後約3年に及ぶその勾 留期間中、経を唱え るなどして反省の日々を送るとともに、上記Kの撮影した全裸写真を掲載した雑誌の発行元等に対し提起 した損害賠償請求訴訟に勝訴して得た金員約300万円 のうちE及びGに対しては合計135万円を、戊生命保険相互会社及 び丁保険 相互会社に対しては各40万円を、Cの実妹に対しては45万円を、判示第2の強盗等の被害者に対しては30万円を、判示第4の犯行に使用したカード発行元 会社に対しては10万円をそれぞれ被害弁償として支払うなどもして可能な限り の被害の回復に努めている。また、被告人Bについても、その勾留中、書物を読むなどする中で自らの人生を振り返り、反省 の念を深めるとともに、公判にお いては、被告人Aを子供たちの下に早く帰してほしい、自分は重刑を甘受する旨供述するな どしており、基本的にそれらの態度は真摯なものであり、嘘はないも 述するな どしており、基本的にそれらの態度は真摯なものであり、嘘はないものと考えられる。しかしながら、そもそも被告人両名 は、本件C殺害等の件 については、約7年間にわたり水難事故を偽装して発覚を免れ、その後本件 F 殺害 求を行った後も、被告人Bについては同事件で、被告人A を敢行して保険金請 については判示第4の窃盗及び詐欺の件で逮捕されるに至るまでの 約10か月 の間、自ら警察に出頭することがなかったばかりか、その間、被告人Aにおいては、F殺害の件が発覚した折りに は、これを被告人Bの単独犯行と偽装することを企図し、同被告人に遺書を書かせた上、自殺に見せかけて同被告人を殺害で きないかと画策したり,被告人Bにおいては,自らの身辺に捜査が及んでいるこ とを察知するや、警察関係の書物を購入した 上、取調べの際の対処方法等につ いて検討するなどしていた経過もあり、被告人らがF殺害等の件で逮捕された後間 もなくし て本件各殺人等の犯行を自白したことをもって、ただちに被告人らの 反省の情が顕著であるとはいい難いところもある。ま た、各犯行に至る経過 に関する被告人らの公判廷での供述内容をみても、被告人Aについては、夫である ことの結婚生活にお ける同人に対する不満や非難、共犯者である被告人Bによ る自己やFに対する暴力被害等を強調する部分が多く、もとよりそれらの供述 には多分に真実も含まれているとみられ、殊に被告人Bによる暴力被害について は、同被告人がこれを半ば否定する供述もしているのであるから、そのような 供述をすること自体が被告人Aの反省の態度に疑問を抱かせるものではないが、 その一方で,自らの行動に関しては,判示第3のF殺害等の件については「ほか の子供たちを守るためと思った」などとし、 また自ら被告人Bに持ちかけた判示第1のC殺害等の件についてさえ「成り行きに任せるしかないという投げやりな心があっ た」「殺したいという気持ちは本心ではなかった」「そこまでする必要はないんじゃないかと思ったが、Bのいいなりになっ てしまった」などと供 述するにとどまっていることと対比してみると、被告人Aは、本件各犯行に至るま での自己の行動が、常に自らの意思以外の抗い難い何ものかによって支配さ れ、あるいはこれに押し流されて犯行に及んだという、ある種の被害 者意識に いまだ強くとらわれていることが推察され、それが同被告人の弁護人らが主張する ような同被告人の極めて依存心の 強い性向からくるものか、重刑を免れたいという自己保身からくるものか定かではないが、いずれにしても、その反省の態度 には根本的な過ちがあるといわざるを得ない。一方、被告人Bについては、各犯行に至る計画や準備を重ねていた際の心情を 問われて、C殺害等の件について は、冗談だと思って被告人Aの話に合わせていたらいつの間にか犯行に至ってしま とその入念な計画や準備の状況に照らし愚にも付かない供述に終始 ったなど F殺害等の件については、自分でも当時の心境はよく わからない、何故殺 害の対象としてFを選んだのかもわからない、借金に追われて頭がおかしくなっていたなどとして、自らの罪責と真剣に向き合う姿勢が見受けられない。こうしてみると、被告人両名が、本件各犯行により逮捕され、その後約3年 間にわた って身柄を拘束されて公判審理を重ね、関係者や相被告人の言葉にも耳を傾ける中 の念を相当に深めてきたことは肯認し得るに で、自己の犯行に対する反省悔悟 しても、それが現段階においてどこまで十分な深まりに達しているのかについて は、いずれの被告人についても、いまだ疑問の余地なしとしない。なお、両被告 人の弁護人らは、本件各殺人等の事犯のうち 判示第1のC殺害等の事犯につい

(3) さらに、被告人両名の弁護人らは、被告人らのいずれも不遇な生い立ちや家 庭環境が被告人らの人格形成ひいては本件一連の犯行に大きく影響を及ぼして おり、このことを斟酌すべきである旨主張するので検討するに、被告人Aは、実父 母のほか3 人の兄姉のいる家庭に生まれ、確かに同被告人の幼少時から両親の夫婦仲は芳しくなく、実父は不貞を繰り返したほか飲酒し て暴力を振るうこともあり、実母はこれを強く憎んで、昭和62年には離婚に至っていることが認めら れ、また被告人Bにつ いても、実父母のほか5人の兄姉がいる家庭に生まれ、 やはり両親の喧嘩が絶えることはなく、同被告人が6歳のころに当時 あった実姉が精神病に罹患したのを始めとして、その後次々と兄姉らが精神病に罹患するなどいずれもそれなりに不、 遇な点がうかがわれないではない。しかしな がら、被告人Aは、その後短期大学を卒業して一時的に看護婦見習いなどとして 病院に勤務した後間もなくしてCと結婚し、家庭の主婦となり、3人の子供の母親として家庭生活を営みつつ、時折は自らも 働きに出るなどして通常の社会生 活を営み、C殺害当時既に33歳に達していたもので、また、被告人Bは、高校中 退後、主 に東京方面に赴いて様々な職に就いた後、バス運転手として約10年 間にわたり会社に勤務し、その間前妻と結婚し、3人の 子供をもうけ、C殺害 当時既に45歳に達していたもので、このように被告人両名は、本件一連の犯行に至るまでの過程にお いて、ものごとの道理をわきまえ、生命の尊さ、自らの欲望のみにとらわれず他人の気持ちにも思いを致すことの大切さなど を会得するに十分な人生上の経験を積んでいたのであるから、被告人らのそれなりに不遇な面もないではない生い立ちや家庭 環境が本件犯行に大きく影響を及ぼしていると はいい難い。なお、上記のような生い立ちや家庭環境の影響のほか、性格面の 本件犯行への影響という点に関し、被告人Aの弁護人らは、過去の指導要録の記載 等を根拠に、同被告人は元来依存心が非常 に強く、意思が乏しく、他人の影響 を受けやすい性格であるとしており、確かにC殺害に至る経過において、同人殺害 で見りたりに信じめるとしており、確かにし秋音に生る性過において、向人校音の願望 を抱くや、それまで嫌悪していたはずのKに対してすらこれを持ちかけた経過であるとか、当初頑なに拒否していたF殺害を 最終的に決意するに至った経過などにもそのような傾向がみてとれないではない。そうして、被告人Bにおいては、判示のよ うな一連の凶悪な犯行を繰り返したことはもとより、若年のころから窃盗や暴行の前科前歴を有し、その後41歳のころに実 家に戻って生活を始めたころまでは、それないが、その後はほれていまれた。 な問題を孕んでいたわけでは ないが、その後はほとんど職に就くことすらな く、競輪等のギャンブルに耽溺して多額の借金を抱えた挙げ句、白昼 1 人でパ チンコ店の景品交換所に強盗に押し入って 2 O O 万円近い金員を奪うなどもし、 示第1の犯行による保険金獲得後は、被告 人Aが相続した土地売却代金等をも 含めれば1億円以上にも上るとみられる多額の金員をわずかの間に競輪等で使い果 たした ほか、日常的に被告人Aやその家族に対し理不尽な暴力を振るうなどの 犯罪歴、生活歴には、一見して相当に根深い犯罪性も うかがわれるのに対し 被告人Aについては、判示のC殺害の犯行に及ぶ以前には全く前科前歴はなく、 の生活状況にはか なり荒んで自堕落な面も色濃くうかがわれるものの、それほど大きな問題はない社会生活を営んできており、その子供たちは 同被告人を優 の生活状況にはか しい母親であったとし、現に、結婚後数年間にわたり、年老いて痴呆の症状が現れた養母を献身的に世話してい たことなどもうかがわれるのであり、それが被告 人Bと出会ったことを契機として、本件一連の凶悪犯罪に手を染めるに至っ ものであるから、これを依存心が非常に強く、他人の影響を受けやすいという性格 的な問題を有する被告人Aが、犯罪性の 顕著な被告人Bの影響を強く受けた結 果とみる余地もあり得ないではない。しかしながら、そもそも当初夫を殺害して保 を得るという人としてあるまじき凶悪な犯行を企図したのは、ほかならぬ

し到底不十分ながらも被害弁償がなされていることのほか、判示第 1, 第3の各殺人等の事犯については、前示のとおり、いずれも既存の生命保険契約において、その受取人が被告人Aとされて、いたことを奇貨として犯行がなされたもので、当初から被害者殺害の目的で保険契約を締結し、殺害した事犯よりはやや犯情が軽いといえなくもないこと、判示第2の強盗等の事犯について、その被害品の一部が被害者に還付されていること、被告人Aに は前科がなく、被告人Bについても古い罰金前科以外に前科がないこと等の諸事情に加え、死刑が人間存在の根元である生命そ

。」(最判昭和58年7月8日・刑集37巻6号609頁)から採用しない。

よって、主文のとおり判決する。 (求刑 被告人両名に対し死刑) 平成15年2月17日 長崎地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 山 本 恵 三

裁判官 鈴 嶋 晋 一

裁判官 高石 博司